

高谷中学校ブロック・東国分中学校ブロック

令和元年度

第1回義務教育学校の設置に関する検討委員会

別冊資料

資料1：市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）	1
資料2：市川市立義務教育学校の設置に関する方針	4
資料3：小中一貫教育について	9
資料4：義務教育学校について	14
資料5：塩浜学園の小中一貫教育の研究にみる「成果と課題」	17

資料 1 : 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則 (抜粋)

市川市学校運営協議会の設置等に関する規則 (抜粋)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 6 第 1 項、第 4 項、第 7 項及び第 10 項の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法第 47 条の 6 第 1 項の規定に基づき、市川市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に、協議会を置く。

(協議会の運営方針)

第 3 条 協議会は、教育委員会及び学校の校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者（以下「保護者」という。）の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び当該生徒等の健全育成に取り組むものとする。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校（法第 47 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）に係る地域住民
 - (2) 対象学校に係る保護者
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 対象学校の校長
 - (6) 対象学校の教職員
 - (7) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 教育委員会は、法第 47 条の 6 第 3 項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤特別職とする。
- 6 委員の報酬は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条

例（昭和31年条例第26号）第3条第1項第5号の規定に基づき、年額10,000円の範囲内で教育委員会が別に定める。

（守秘義務等）

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員（第5条第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる者のうちから任命された委員に限る。）のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

（専門部会）

第9条 協議会に、専門の事項の協議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会は、協議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

（協議会の承認を得なければならない事項等）

第10条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
- (2) 対象学校の組織編制に関する事項
- (3) 対象学校の予算の編成及び執行に関する事項
- (4) 対象学校の施設及び設備の管理及び整備に関する事項
- (5) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

（意見聴取）

第11条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べる

とき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第12条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項(特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。)

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項
(情報提供)

第13条 協議会は、対象学校に係る地域住民、保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、協議会に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 委員が第6条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(事務)

第16条 協議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

資料 2 : 市川市立義務教育学校の設置に関する方針

市川市立義務教育学校の設置に関する方針

— 小中一貫教育の推進 —

令和元年 11 月 7 日

市川市教育委員会

1. はじめに

市川市では、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を教育の基本理念として、学びと育ちの連続性を大切にされた教育を進めてきました。

学校においては、中学校ブロックを中心に、教職員や児童生徒の相互交流、授業公開等を通して、小中学校間の連携推進を図り、平成 27 年度には、義務教育 9 年間の教育を一貫して行う小中一貫校「塩浜学園」（平成 28 年度より義務教育学校）を開校し、小中一貫教育に関する研究を進めてきました。

また、平成 29 年告示の小・中学校学習指導要領では、義務教育 9 年間を見通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を求めており、小中学校間の円滑な接続と連携の重要性が改めて示されています。

このような中であって、塩浜学園では当初期待されていた教育効果が表れてきており、小中一貫教育の教育効果が明らかになっています。

このため、本市教育委員会は、小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の設置に関する方針の策定について、市川市教育振興審議会に諮問を行い、設置の方向や学校運営の在り方等について、答申をいただきました。

本市では、この答申を尊重し、小中一貫教育の推進を図るため、次のとおり、義務教育学校の設置に関する方針を示します。

2. 基本的な考え方

(1) 小中一貫教育の推進

平成 18 年に教育基本法が改正され、義務教育の目的が定められたとともに、平成 19 年には学校教育法が改正され、義務教育の目標規定が新設されました。

このことを踏まえ、市川市では教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」に基づき、中学校ブロック単位における指導の一貫化の取組等を進め、進学時のなめらかな接続と長期的な視野に立った教育の実現を図ってきました。

近年は、児童の抽象的な思考力が高まる小学校高学年において、指導の専門性の強化が課題となっており、専科指導の拡充等によって、中学校への接続を見据えた指導体制の充実が求められるなど、これまで以上に義務教育 9 年間に形成する小学校と中学校が互いに協力し、責任を共有して児童生徒に必要な資質・能力の育成を図ることが重要となっています。

このことから、市川市では小中一貫教育を一層推進します。

(2) 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針

本市では、少子化の進展による学校の小規模化がもたらす学校運営上の課題を解消し、学校の教育条件の維持向上を図るために、平成30年3月に「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」を策定し、将来的な視野に立った学校規模の適正化の方向を示しました。

同方針では、小規模校に対して、通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置の三つの方策を学校や地域の実情に合わせて比較し、優位な方策を必要に応じ複合的に実施することとしており、「義務教育学校」の設置については、塩浜学園の成果を検証した上で具体的な方策を検討することとしています。

学校の教育条件の維持向上を量的な側面から推進する同方針に加え、塩浜学園の成果を踏まえて「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」を策定することは、教育の質的な側面から義務教育学校の教育条件の向上を図ることに繋がります。

3. 義務教育学校設置の方向

(1) 塩浜学園における小中一貫教育研究

小中一貫教育のモデル校として開校した「塩浜学園」は、義務教育学校となって3年が経過し、これまでの取組を踏まえて、成果と課題がまとめられました。

その結果、多くの保護者・教職員が「小中一貫教育は児童生徒の成長にとって効果がある」と捉えており、中学進学時に不登校や生徒指導上の諸問題につながる「中一ギャップ」の緩和や学力向上、自己肯定感の高まりなど、多方面で高い効果が見られています。

また、教職員についても、子どもの発達に対する理解が深まることや、児童生徒の理解の深化に繋がることなど、指導上の効果も明らかになっています。

一方で、学校文化の異なる小中学校間での調整等に多くの時間を要している状況があり、教職員の多くが、学校運営に当たっては課題もあると捉えています。

(2) 義務教育学校の設置

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校では、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が見られるとともに、小学校高学年での専科指導を継続的に実施する体制を整えることができます。

このことから、「学び」と「育ち」の連続性を大切に、小中一貫教育を進める市川市では、義務教育学校の設置を推進します。

ただし、一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、まずは、市全体の状況を踏まえ、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図ります。

なお、前述の「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」を踏まえ、学校規模の適正化が必要となる学校については、「義務教育学校の設置」を優先して検討の対象とし、学校や地域の実情に合わせて設置の推進を図ります。

また、学校の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小・中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムのもとで、小中一貫教育を推進する体制を整えます。

○義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）の教育課程の基準の特例

- ・義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）では、小中一貫教育の軸となる独自教科の新設や、学年及び小・中学校段階の指導内容の入れ替えや移行など、教育課程の特例を市の判断で定めることが出来るため、子どもの発達段階に即したカリキュラム編成を柔軟に行うことができます。

4. 義務教育学校設置に係る条件

「義務教育学校の設置」について、学校規模、通学区域、学校施設及び学校運営といったその設置の条件となる事柄について、次のとおり整理をしました。

既存の小・中学校から義務教育学校へ移行する場合においては、このことに十分に留意して進めます。

(1) 学校規模について

義務教育学校の適正規模は、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」が示す小・中学校の適正規模（小・中学校共に概ね12学級から18学級）及び法令が定める標準（18学級以上27学級以下）を勘案しつつ、義務教育学校の特性や地域の実態に応じて柔軟に捉えることとします。

具体的には、学校としての一体感を保ち、9年間の連続性が図られる規模とするとともに、前期課程高学年の専科指導や異学年交流等、小中一貫教育の取組が十分に推進される規模とします。

(2) 通学区域について

小・中学校の通学区域の不一致は、小中一貫教育の取組の効率や効果に影響を与えることから、義務教育学校では前・後期課程の通学区域を可能な限り一致させ、9年間の学びを保障することが求められます。

このことから、小学校と中学校の通学区域の整合を図ることに努めることを前提として、義務教育学校の設置を進めます。

ただし、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置する場合は、児童生徒や保護者の小中一貫教育へのニーズが、当該校の通学区域外にもあることに留意して進めます。

(3) 学校施設について

学校施設については、一体型校舎において連続性を大切にした教育が行われるべきところ、学校や地域の状況に応じて、当面は、隣接型又は分離型で運営することも考えられます。

この場合は、学校運営上の工夫によって、小中一貫教育の効果を高める取組を進めます。

○義務教育学校の施設形態の区分

義務教育学校の施設形態は次のように区分されます。

- ・ 小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている「施設一体型」
- ・ 小学校の校舎と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている「施設隣接型」
- ・ 小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている「施設分離型」

(4) 学校運営について

塩浜学園における小中一貫教育研究では、小中学校間で学校文化や授業時間、指導体制等が異なり、子どもの発達の違いも大きいため、学校行事や施設の使用、異学年交流等を行う際には、小中学校間の調整が一つ一つ必要となり、そのために多くの時間を要する等、学校運営上の課題も明らかになっています。

このため、義務教育学校の設置にあたっては、教育委員会が主体となって小中一貫教育の実施及び改善に向けた取組を進め、学校運営上の課題の解決に努めるとともに、保護者や地域関係者と連携して、持続可能な学校体制の実現を支援します。

具体的には、全国で見られる次のような先進事例を参考にしながら、学校の状況に応じて具体的な取組を進め、義務教育学校の学校運営を支援します。

① 小中一貫教育を推進する学校への指導・支援の充実

- ・ 指導主事や外部有識者が、指導・助言及び先進事例の紹介を行う。
- ・ 学校の実践を支援するため、教育課程の研究開発を行う。
- ・ 小中一貫教育に関する教職員研修会等を実施する。
- ・ 小中一貫教育に取り組んでいる異なる学校の教職員による協議会等を開催する。

② 小中一貫教育を推進する組織等の整備

- ・ 中学校区の体制整備を支援するため、校長を対象にした小中一貫教育研修会や先進事例を学ぶ研修会を実施する。
- ・ 中学校区内の意思決定や小中一貫教育推進に係る計画、立案、調整等を行う会議を開催する。
- ・ 全市的な取組を進めるため、教育委員会と学校が中心となって推進委員会等を設置する。

- ・ 学校への訪問体制や指導体制を充実させるため、小中一貫教育推進室等を設置する。
 - ・ 中学校区の運営という視点から、各学校の校長に指導・助言を行う小中一貫教育アドバイザー等を配置する。
 - ・ 中学校区内の実践を支援するため、中学校区担当指導主事を配置する。
- ③ 小中一貫教育を推進する教育環境の充実
- ・ 中学校教員の乗り入れ授業を支援するため、小中一貫教育推進加配講師等を配置する。
 - ・ 小中学校間の連携や調整の負担を軽減するため、小中一貫教育コーディネーター等を配置する。
 - ・ 小中教職員間の協働体制を築くため、情報共有が図れる施設を整備する。
 - ・ 施設分離型においては、学校間を移動する教員や児童生徒の移動手段、時間、安全性等を確保する取組を推進する。
 - ・ 空間的な距離に伴うデメリットを軽減するため、校務支援システム等の情報ネットワーク環境を整備する。
 - ・ 学校が小中一貫教育を進める根拠を明確にする条文を加えた学校管理規則等を整備する。
 - ・ 小中一貫教育を進めている学校の取組の様子や成果等を広く周知するため、学校の広報や教育委員会の情報提供を充実させる。
 - ・ 小中一貫教育の啓発用リーフレットを作成し、配布する。
 - ・ 全市的な意識向上を図るため、市内一斉の「小中一貫交流の日」や「小中一貫デー」等を設定する。

5. 方針の実現を図るにあたって

既存の小・中学校からの移行にあたっては、当該校の児童生徒、保護者、地域住民が協働して学校づくりを進められる体制を整え、合意形成を図りながら進めます。

また、そのことに必要な時間を十分に設け、義務教育9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みの充実に努めます。

6. 本方針の見直し

学校教育を取り巻く環境の変化や義務教育学校設置に係る制度の改善等に対応するため、本方針は必要に応じて適宜見直しを行っていくものとします。

資料 3 : 小中一貫教育について

1 義務教育の目的・目標 (中教審答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」)

平成 18 年に教育基本法の改正によって義務教育の目的が定められ、続く学校教育法の改正においても小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設されました。また、平成 20 年に告示された学習指導要領においても、小学校学習指導要領に参考として中学校学習指導要領の全文が記載され、中学校学習指導要領にも参考として小学校学習指導要領の全文が記載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられました。

こうした中、小・中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力するという観点から、双方の教職員が義務教育 9 年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加してきています。

これらのことから、平成 29 年告示の学習指導要領では、小学校、中学校共に総則に「学校段階等間の接続」が、以下のように示されています。

○小学校学習指導要領

- ・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育 9 年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

○中学校学習指導要領

- ・小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に義務教育学校、小学校連携型中学校、小学校併設型中学校においては、義務教育 9 年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

2 教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応

(中教審答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」)

平成 20 年の学習指導要領改訂においては、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視して、教科によっては授業時数を実質的に 1 割程度増加させ、教育内容を質・量とも充実させました。

例えば、外国語によるコミュニケーション能力を育成するため、小学校高学年への外国語活動の導入と併せ、中学校の授業時数の増加や 4 技能(「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」) の総合的な充実等を図っています。また、理数教育の国際的な通用性が一層問われていることを踏まえ、数学的な思考力・判断力・表現

力を育成するための指導内容や活動を具体的に示したり、科学的な思考力・判断力・表現力を育成するための学習活動等を充実したりしています。

このような教育内容や学習活動の量的・質的充実に対応して、小・中学校の教員が連携して、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導などの学習指導の工夫に取り組んでいる例も見られます。

これらのことを背景として、それぞれの学校等の実情に応じた形で小中一貫教育の推進が図られており、中央教育審議会初等中等教育分科会の「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点とりまとめ（令和元年12月）」では、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について、次のようにまとめています。

- 小学校における教科担任制の導入により、教材研究の深化や授業準備の効率化による教科指導の専門性や授業の質の向上、教師の負担軽減が図られ、児童の学力の向上、複数教師による多面的な児童理解による児童の心の安定が図られるとともに、小・中学校間の連携による小学校から中学校への円滑な接続などが実現できる。義務教育9年間を見通した指導体制の整備に向けて、小学校高学年の児童の発達の段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべきである。
- このため、小学校から中学校までの義務教育9年間を見通した教育課程・指導体制の一体的な検討が必要である。その際、一律的な方式ではなく、学校規模や優先して実施すべき教科の観点も含めて、各学校や地域の実情を踏まえ柔軟な教科担任制が実施できる在り方が必要である。

3 発達の早期化等に関わる現象（中教審答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」）

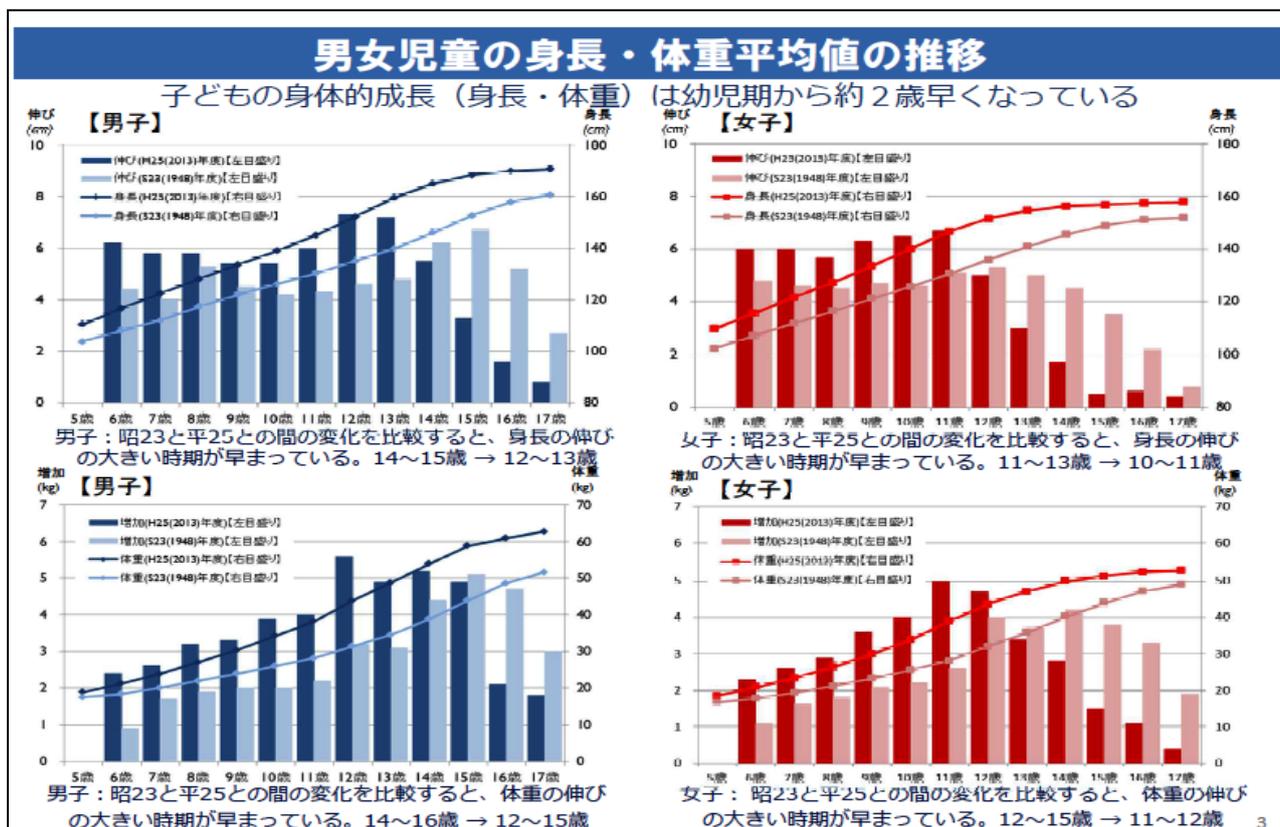
小中一貫教育を導入することにより、現行制度下でも、6-3とは異なる学年段階の区切りを設けている例がありますが、そういった取組が必要とされる背景の一つとして、児童生徒の生理的成熟の早期化も指摘されています。

6-3制が導入された昭和20年代前半と比較すると、例えば、平成25年の児童生徒の身長伸びや体重伸びの大きい時期は、昭和23年当時よりも2年程度早まっています。また、女子の平均初潮年齢についても、昭和の初めと比べて2年程度早まるなど、思春期の到来時期が早まっているとの指摘もあります。

また、「学校の楽しさ」、「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校4年生から5年生に上がる段階においても肯定的回答をする児童の割合が下がる傾向があることや、「自分が周りの人（家族や友達）から認められていると思いますか」という自尊心に関わる質問に対し、小学校高学年から急に否定的な回答が多くなるといった調査結果もあります。

この時期の児童生徒は成長の個人差も大きいですが、小学校4～5年生頃に児童生徒にとっての発達上の段差が存在しているとの指摘や、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽は既に小学校高学年から生じているとの分析もあります。

このため、興味関心や個性への対応の重視、指導の専門性の強化といった、従来であれば中学校段階の指導の特質とされてきたものを、一定程度小学校段階に導入する取組も見られるようになってきています。こうした児童生徒の様々な成長の段差に適切に対応する等の観点から、4-3-2や5-4といった学年段階の区切りを設け、区切りごとに指導の重点を定めて一貫教育を実施する取組が増えています。



出典：昭和23年(1948)年度及び平成25年(2013)年度学校保健統計調査より

4 いわゆる「中1ギャップ」への対応

(中教審答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」)

各種調査によれば、いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数が中学校1年生になったときに大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる「中1ギャップ」が指摘されています。加えて、「授業の理解度」「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、中学生になると肯定的回答をする生徒の割合が下がる傾向にあることや、「学習上の悩み」として、「上手な勉強の仕方がわからない」と回答する児童生徒数が増える傾向が明らかになっています。

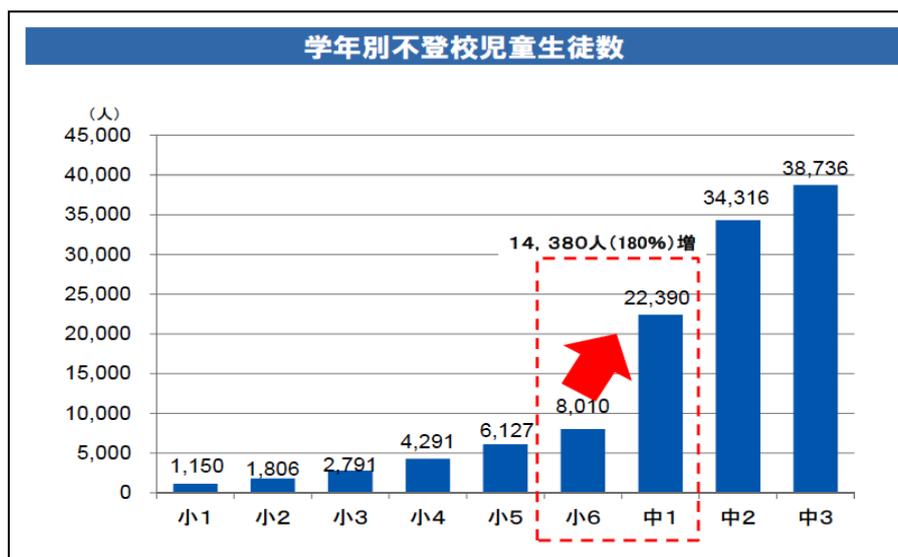
小・中学校は同一設置者が両校種を設置していることが多く、それらは連携して当然という声も聞かれますが、実際の小・中学校における教育活動の間には、中等教育段階を構成する学校種である中学校・高等学校間よりも大きな差があります。こうした違いは、必ずしもその全てが法令や学習指導要領等に規定されている事柄ではなく、長い歴史の中で文化として積み上げられてきた部分も大きい面があります。

小学校での指導と中学校での指導に発達段階に応じた独自性があることは当然であり、適度の段差が学校段階間に存在することの教育効果も大きいものと考えられる一方、これらの小・中学校間の教育活動の差異が、発達状況とのずれなどから過度なものとなる場合、いわゆる「中1ギャップ」の背景となり得ることが指摘されています。

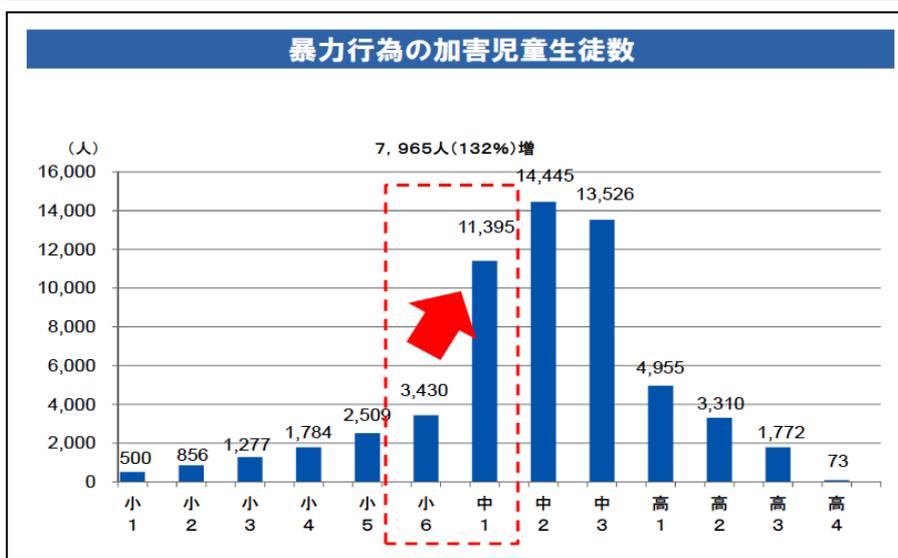
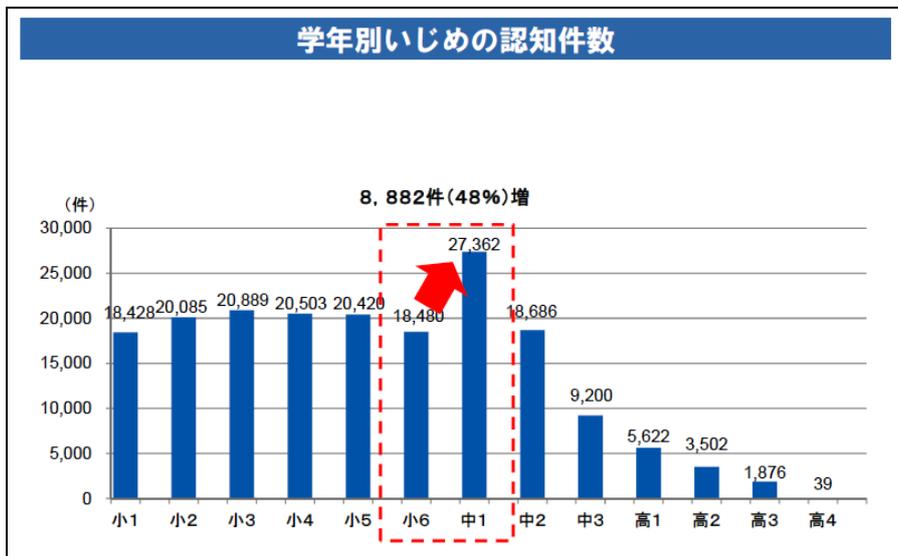
【主な小・中学校段階間の差異】

- ・授業形態の違い（小学校：学級担任制／中学校：教科担任制）
- ・指導方法の違い（小学校：丁寧なきめ細かく指導、比較的活動型の学習が多い／中学校：小学校に比べてスピードが速い、講義形式の学習が多い）
- ・評価方法の違い（小学校：単元テスト中心、関心・意欲・態度が重視される傾向／中学校：定期考査中心、知識・技能が重視される傾向）
- ・生徒指導の手法の違い（中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり、小学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向）
- ・活動の有無（中学校から部活動が始まり、放課後のみならず休日の活動を行う機会も増えるなど、子供の生活が劇的に変化すること）

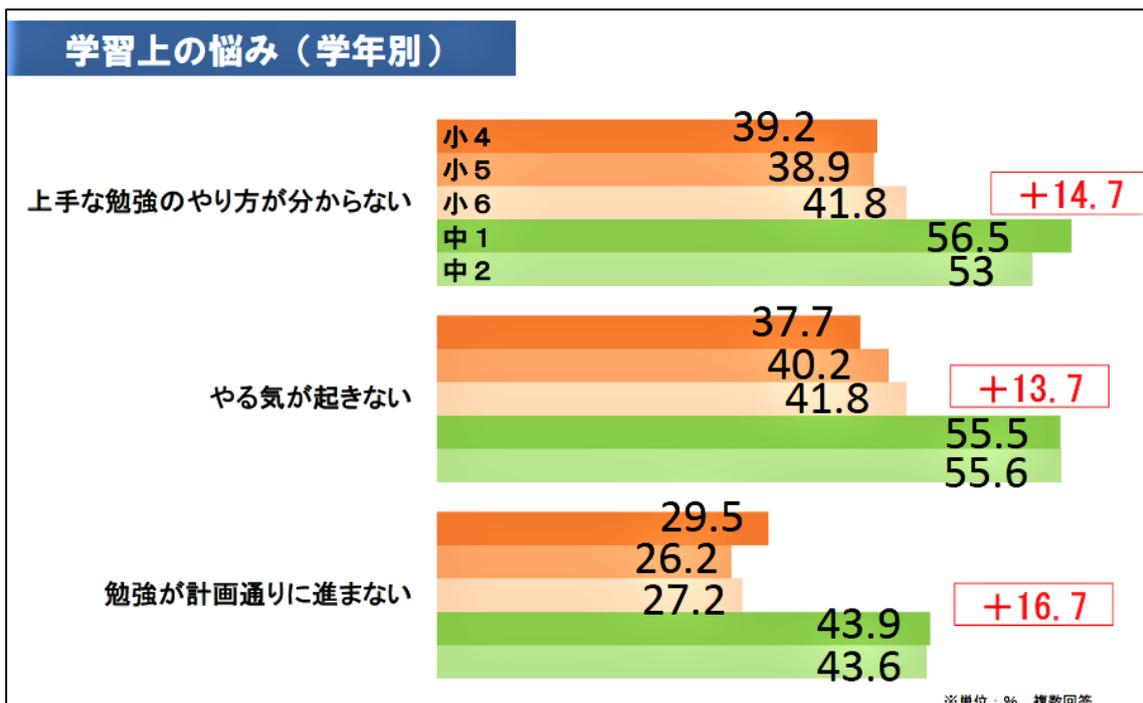
このような児童生徒の状況に応じて、小学校から中学校への進学に際して、生徒が体験する段差に配慮し、その間の接続をより円滑なものとするために、小・中学校間での柔軟な教育課程の編成や学習指導の工夫を行う観点から小中一貫教育が取り組まれるようになっていきます。



出典：平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)



出典：平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)



ベネッセ教育総合研究所：小中学生の学びに関する実態調査(速報版)(2014年)より

資料4：義務教育学校について

1 義務教育学校制度化の経緯

(1) 法律の改正や教育を取り巻く環境の変化 (H18～)

- ・教育基本法、学校教育法の改正により、義務教育の目的・目標が新設
- ・近年の教育内容の量的・質的充実への対応
(小学校への外国語の導入、授業時数の増加など)
- ・児童生徒の心身発達の早期化等に関わる現象
- ・中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、中1ギャップへの対応
- ・少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

(2) 全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取り組みが進められる (H19 頃～)

- ・小中一貫教育を実施している市町村：211 市町村 (全体の約 1 割) (H26)
- ・小中一貫教育の取り組み件数：1130 件 (H26)

○児童生徒の指導・育成面での効果

- ・中学進学時に不安を覚える児童が減少 (中1ギャップの緩和)
- ・小中教員が協力して指導に当たる意識の向上

○運用面での課題

- ・教職員の負担感・多忙感の解消
- ・小中の教職員間での打合せ時間の確保
- ・小中合同の研修会の確保

(3) 義務教育学校の制度化

○「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 6 月 24 日に公布され、小中一貫教育の実施を目的とする「義務教育学校」の制度が創設されました。

○義務教育学校の制度化によって、小中一貫教育の実効性の向上が図られています。

- ・教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保し、継続性・安定性を担保した総合的かつ効果的な小中一貫教育の取り組みが可能となりました。

(4) 義務教育学校制度化の意義

(中教審答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」)

地域や児童生徒の実態を踏まえて、小中一貫教育に取り組む場合、①教育の実施主体である学校の教職員組織が9年間を通して一体性を保ち、教育活動を行うこと、②教育を受ける主体である児童生徒集団が9年間を通して原則として同一又はそれに近い状態であること、③教育活動(教育目標、教育内容、教育計画、教育指導、学習評価)を9年間の系統性・連続性を意識して実施すること、④学校の管理運営が9年間の連続性・一貫性を踏まえた統一的なものとする、といった小中一貫教育の特性(一貫性)の確保について、総合的かつ効果的な取組を実施できる仕組みの整備が重要です。

しかし、現行制度下における運用上の取組について見てみると、小学校と中学校が法制上別々の学校として設置されていることを前提としたものであることなどから、こうした一貫教育を効果的・継続的に実施していく上で、一定の限界が存在するものと考えられ、義務教育学校が制度化されました。

2 小・中学校制度と義務教育学校制度の比較

項目		小・中学校制度	義務教育学校
設置義務		○小・中学校ともに市町村に設置義務	○設置義務はないが、小・中学校の設置義務の履行と同等 ・「〇〇学園」等を正式名称とすることができる
修業年限		○小学校 6年 中学校 3年	○9年（小学校→前期課程 6年・中学校→後期課程 3年） ○「4-3-2」などの柔軟な「学年段階の区切り」が可能
教育課程	教育目標	○小・中学校毎に目標を設定	○9年間の目標を設定
	教育課程の編成	○小・中学校毎に教育課程を編成	○9年間の教育課程を編成 ・系統性を確保した教育課程を編成できる
		○小・中学校ごとの学習指導要領を基準に編成	○前期は小学校、後期は中学校の学習指導要領を準用
特例制度	○教育課程の特例は個別に申請し、文部科学大臣の指定が必要	○教育課程の特例を設置者の判断で創設できる ・新たな教科の創設や、変更が容易になる ・学年及び小・中学校段階の指導内容の前倒しや入れ替え等が可能となり、特色ある教育課程を編成できる	
教職員	組織	○小・中学校毎に別々の教職員組織	○一つの教職員組織 ・前期課程における教科担任制の実施が継続的に可能 ・前期課程の教員も部活動に携わる環境が整う
	配置	○小・中学校毎の教職員定数の標準を踏まえた配置	○前期は小学校、後期は中学校の教職員定数の標準と同等の配置
		○小・中学校毎に校長	○1人の校長 ○1人の副校長又は教頭の加配
教職員免許		○教員は所属する学校の免許状を保有すれば十分	○教員は原則小・中学校の両免許状を併有（当分の間猶予）
その他		○学校評価は小・中学校毎に実施 ○学校運営協議会は小・中学校毎に設置 ○学校いじめ防止基本方針は、小・中学校毎に策定	○学校評価は義務教育学校として実施 ○学校運営協議会は、義務教育学校として一つの設置 ○学校いじめ防止基本方針は、義務教育学校として策定 ・小・中学校の学校マネジメントの一貫性が確保される

3 学校施設の形態

小中一貫教育における校舎の設置状況の分類

区分	校舎の設置状況
<p>① 【いわゆる施設一体型校舎】</p> <p>小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている (小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む)</p>	<p>(44-2)</p>
<p>② 【いわゆる施設隣接型校舎】</p> <p>小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている</p>	<p>(44-3)</p>
<p>③ 【いわゆる施設分離型校舎】</p> <p>小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている</p>	<p>(44-4)</p>
<p>④ その他</p> <p>施設一体型校舎と施設分離型校舎が併存している場合など</p>	<p>(44-5)</p>

注) □は校舎を、■は敷地を示す。
※ 本資料は、「小中一貫教育等についての実態調査II」において施設形態を分類するために校舎の設置状況を整理したものの。

義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究（国立教育政策研究所 平成30年）

- 調査の結果、全体を通して明らかとなったのは、一体型の有効性である。
- 総合的な満足度は、一体型が最も高く、隣接型、分離型の順に低くなる。
 - ・各学校が、小中一貫教育を進める上で施設面について満足しているかどうか、教職員等の総合的な受け止めに4段階で評価した結果をとりまとめた。
 - ・その結果、一体型は肯定的な受け止めが77.2%となっているのに対し、隣接型では31.5%、分離型では25.9%となっている。
 - ・一体型は小学校段階と中学校段階の物理的な距離が近いため、小中一貫教育を運営しやすく、施設的な効果も感じやすいという一般的な想定が裏付けられる形となった。
 - ・また、一体型は新改築により整備されている割合が高いため築年数が比較的浅く、児童生徒数あたりの保有面積にも比較的余裕があるため、これらも要因となっていることが考えられる。

資料5：塩浜学園の小中一貫教育の研究にみる「成果と課題」

1 市川市立塩浜学園の概要

市川市立塩浜学園は、昭和56年開校の塩浜小学校および昭和57年開校の塩浜中学校を統合して、平成27年4月に小中一貫校として新たに開校し、平成28年4月より義務教育学校となった。平成30年度は、5月の段階で児童生徒数は336名となっており、1～6年生までが単学級、7年生が3学級、8・9年生が2学級の小規模校である。

2 小中一貫教育の研究について

塩浜小中一貫校に関する基本計画（平成26年8月策定）に基づき、小中一貫校としての開校（平成27年度）から平成30年度までの調査結果等を基に成果及び課題等を検証し、小中一貫教育研究のまとめとした。

(1) 塩浜学園の位置づけ（塩浜小中一貫校に関する基本計画）

市川市教育委員会では、塩浜小学校および塩浜中学校を、義務教育9年間の教育を一貫して行う小中一貫校のモデル校として開校し、一貫教育のあり方に関する研究を進めるとともに、本市の先導役として、その教育研究の成果を各小中学校間の連携の推進に生かすこととした。

(2) 研究期間（塩浜小中一貫校に関する基本計画）

小中一貫教育の実施については、制度改革を含めた新たな取り組みであることから、教育課程ならびに教育環境の内容、および運営のあり方については、随時見直しを行い、より良い方向へ修正を図る必要がある。このことから、新しい学校として作成する「市川の学校教育3カ年計画」の計画期間（平成27～29年度）を充実期間として、取り組みの進捗状況や、その成果と課題について検証を行いながら、小中一貫教育の改善と充実を図ることとした。

3 検証について

検証は、平成25年度から3年ごとに実施している「塩浜学園の児童生徒、保護者、教職員を対象とした意識調査」及び「塩浜小中一貫校に関する基本計画」に示されている「期待される効果」に関する調査結果を基に、塩浜学園の小中一貫教育の取組を踏まえて行うこととした。

(1) 基本計画が示す期待される効果

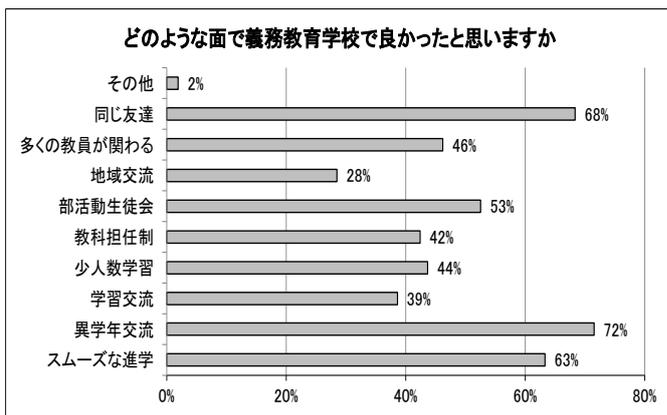
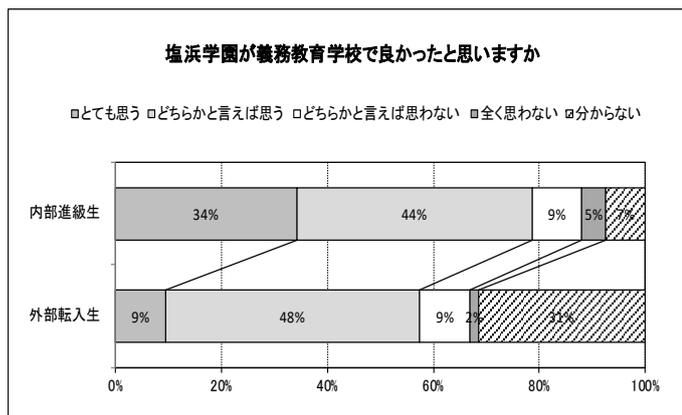
- ①中一ギャップへの対応
- ②学力の向上
- ③自己肯定感の高まり
- ④問題行動の予防
- ⑤生活習慣の確立
- ⑥部活動の活性化

(2) 小中一貫教育の取組

- 教育課程の区分（学年段階の区分）を4・3・2制にする
- 系統性・連続性を重視した教育を行う
- 中期から教科担任制を導入する
- 中期から部活動に参加できる環境を整える

4 塩浜学園の児童生徒、保護者、教職員の意識調査（平成 25、28 年度、令和元年度調査）

（1）児童生徒【5～9 年生】の意識調査（令和元年度調査）

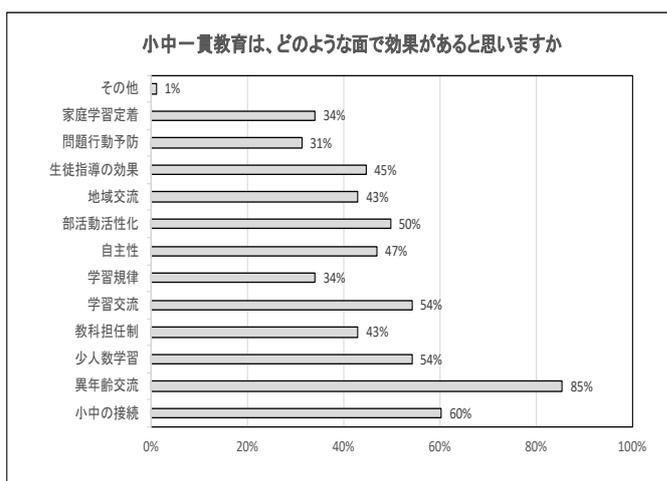
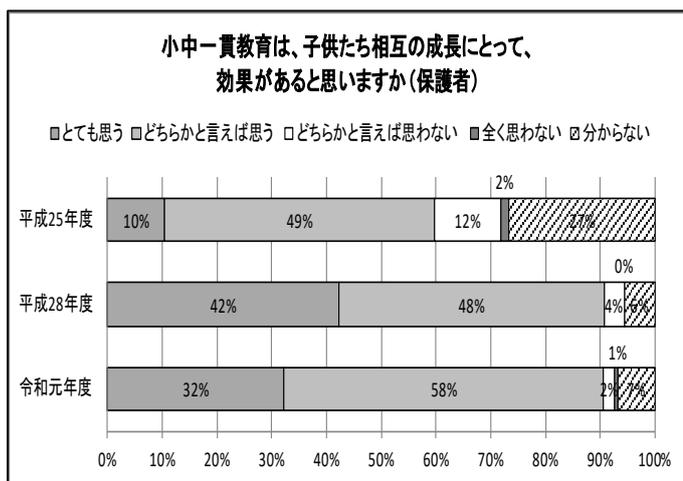


「自分の学校が、小学校（前期課程）から中学校（後期課程）まで続いている義務教育学校で良かったと思いますか」という質問に対して、5・6 年生及び内部進級生徒の 78%が肯定的な回答をしており、外部転入生も「分からない」を除けば、8 割以上が肯定的な回答をしている。

また、肯定的な回答をした児童生徒への「どのような面で良かったと思いますか」という質問については、以下のような結果となっている。

- ・嵐潮祭や縦割り活動などで、年齢の離れた児童生徒の交流ができる。(72%)
- ・同じ友達と長い期間いっしょにすることができる。(68%)
- ・小学校から中学校へスムーズに進学できる。(63%)
- ・早い時期からの部活動や生徒会活動に参加できる。(53%)
- ・前期・後期課程の多くの先生が、学年に関係なく関わってくれる。(46%)

（2）保護者【1～9 年生】の意識調査（平成 25、28 年度、令和元年度調査）



「1～9 年生の交流を積極的に推進する小中一貫教育は、子どもたち相互の成長にとって、効果があると思いますか。」という質問に対して、肯定的な回答をしている割合は、平成 25 年度の 59%に対して、平成 28 年度及び令和元年度はともに 90%となっている。

また、肯定的な回答をした保護者への「どのような面で効果があると思いますか」という質問については、以下のような結果となっている。

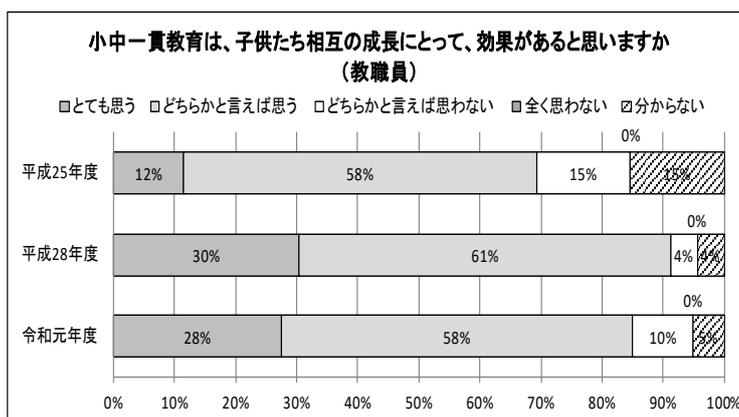
- ・年齢の離れた児童生徒の交流により、豊かな心が育まれる。(85%)
- ・小中学校間の接続が滑らかになる。(中一ギャップの緩和) (60%)
- ・異学年の学習交流や縦割り学習などにより、学習活動の充実が図られる。(54%)
- ・少人数学習や複数教員による授業などにより、学力の向上が図られる。(54%)
- ・早い時期からの部活動の参加により、部活動の活性化が図られる。(50%)

○自由記述

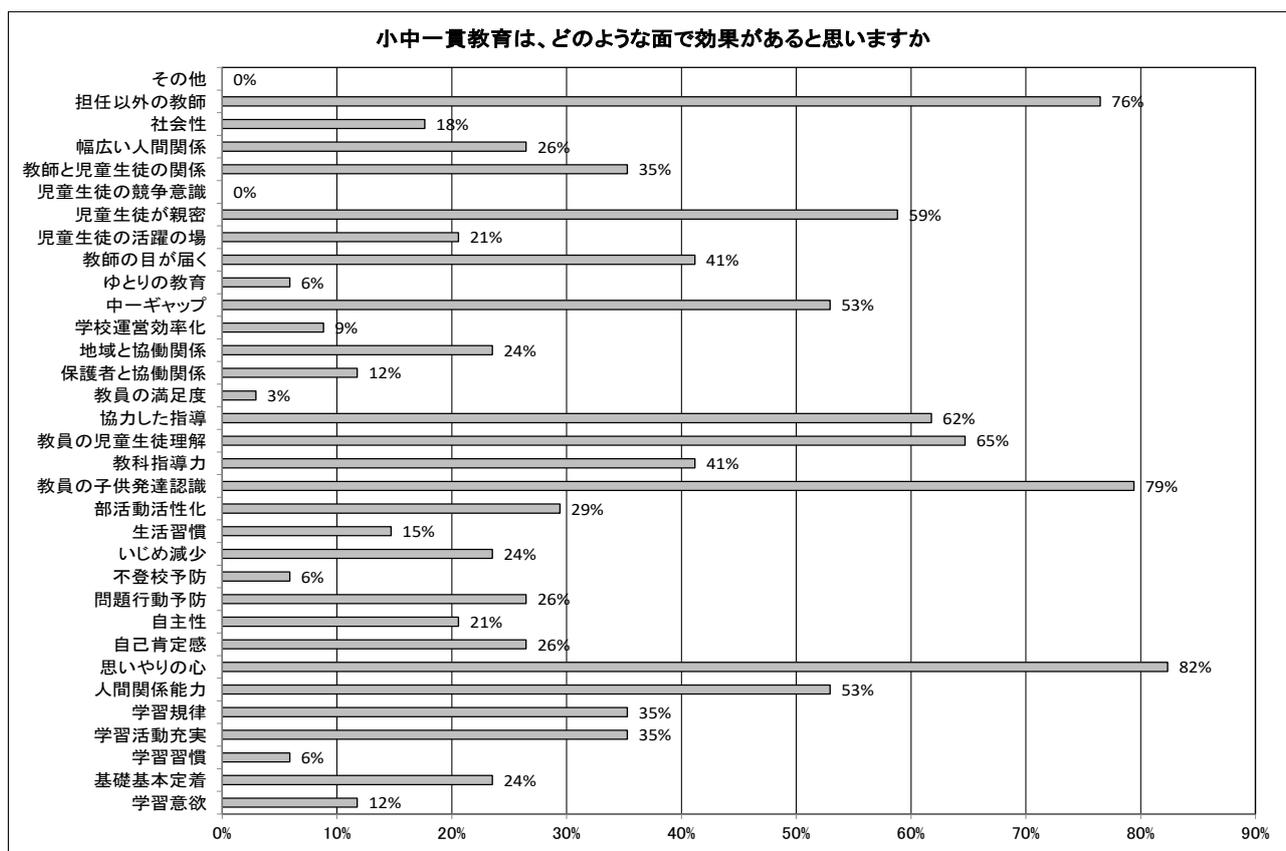
- ・下の学年の子供たちにとっては、上のお姉さんお兄さんから刺激を受けて、学ぶことが出来てよいと思う。年下の子に優しい子が多いのも、小中一貫校のおかげだと感じる。
- ・子供たちが安全で安心して 9 年間を一貫していけたら、保護者がもっと幸せになると思う。
- ・上級生の教育的には、低学年と接することはとても良いと思う。
- ・7～9年生が小学生に対してとても優しく接してくれ、本当に気持ちが良い。
- ・初めての小学校生活では、上級生が優しく接してくれ、毎日楽しく通っている。
- ・小学生の時から中学生や高校生と交流があり、貴重な良い経験が出来ている。
- ・上下分け隔てなく交流できることは、非常に賛成である。
- ・前期課程の間は上級生から良い影響を受けていた。
- ・一貫教育では先生方が子供たちをよく見ている。子供にとって恵まれている。
- ・一貫教育校になり、異学年交流が実現されているが、上級生から下級生への思いやり、助ける心などの育成についてメリットになっている。
- ・中学生になると急に教育内容が高度化するため、スムーズな移行ができるのが良いと思う。
- ・異学年交流を通して、特に年長者が年少者を思いやる優しい心が育まれる。
- ・義務教育を小学校 6 年間、中学校 3 年間で分けるよりも、9 年間で 4 年、3 年、2 年と分けることにより、成長に合わせて生活、考え方、勉強の取組が出来ている。

(3) 教職員【1～9年生】の意識調査 (平成 25, 28 年度, 令和元年度調査)

「小・中学校の交流を積極的に推進する小中一貫教育は、子どもたち相互の成長にとって、効果があると思いますか。」という質問に対して、肯定的な回答をしている割合は、平成 25 年度が 70%であったのに対して、平成 28 年度及び令和元年度は 85%を超えている。



また、肯定的な回答をした教職員への「どのような面で効果があると思いますか」という質問については、以下のような結果となっている。



- ・弱いものを労わる心、思いやりの心が育まれる。(82%)
- ・子どもの発達に対する教員の認識が深まる。(79%)
- ・担任以外の教師に教えてもらえる機会が増える。(76%)
- ・教員の児童生徒理解の深化につながる。(65%)
- ・協力して指導に当たる意識の向上につながる。(62%)
- ・児童生徒が親密になれる機会が多くなる。(59%)
- ・中一ギャップの解消が図られる。(53%)
- ・コミュニケーション能力や対人関係能力の向上が図られる。(53%)

○ 自由記述

- ・9年間の系統性、連続性のある学びを推進していくことが大事。
- ・学習について、9年間の見通しを持てることは有意義である。
- ・子供たちが同じ校舎で交流を持つのは互いの中が深くなり、メリットは多くある。
- ・異校種交流が出来て教員同士では得るものが大きい。

(4) 意識調査の結果

多くの保護者及び教職員が、小中一貫教育の教育効果を認めており、児童生徒自身も、義務教育学校を肯定的に受け止めている。調査結果から見える効果は以下の通りである。

○児童生徒への効果

- ・中一ギャップの緩和が図られている。
- ・年齢の離れた児童生徒の交流により、豊かな心が育まれている。特に、弱いものを労わる心、思いやりの心が育まれている。
- ・異学年の学習交流や縦割り学習などにより、学習活動の充実が図られている。
- ・少人数学習や複数教員による授業などにより、学力の向上が図られている。
- ・早い時期からの部活動の参加により、部活動の活性化が図られている。
- ・教育課程の区分を弾力的に設定することにより、成長に合わせた生活や勉強が出来ている。

○教職員への効果

- ・子どもの発達に対する教員の認識が深まっている。
- ・教員の児童生徒理解の深化につながっている。
- ・協力して指導に当たる意識の向上につながっている。
- ・異校種交流が出来て教員同士では得るものが大きい。

5 中一ギャップへの対応<中一ギャップの緩和が図られている。>

(1) 塩浜学園の取組

塩浜学園では指導上の重点を設けるために、学年段階を4-3-2年の3つに区切っている。このことにより、子どもたちの身体面、情意面、学習面の発達に即したきめ細かな対応を図ることができるようになった。

1～4年	5～7年	8・9年
基礎期 Sブロック(start/small)	充実期 Mブロック(middle/medium)	発展期 Lブロック(last/large)

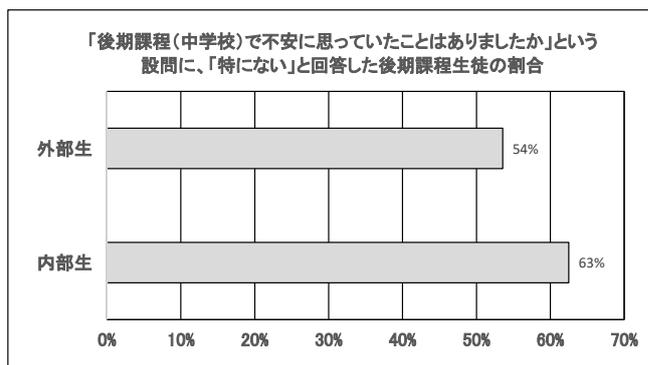
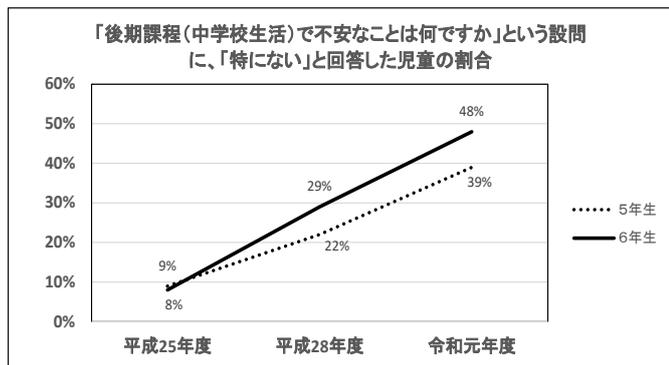
(2) 意識調査の結果

児童生徒の意識調査のうち、5・6年生への「後期課程（中学校生活）で不安なことはなんですか」という質問に対して、「特にない」と回答する割合は平成25年度より増えており、令和元年度は6年生の半数近くが不安を持っていないと回答している。

【図1】

また、後期課程生徒（7～9年生）への「後期課程（中学校）で不安に思っていたことはありましたか」という質問については、外部転入生よりも内部進級生の方が「不安はなかった」と回答する割合が高かった。【図2】

さらに、児童生徒の6割以上が、「小学校から中学校へスムーズに進学できる」ことが義務教育学校の良い面だと捉えており、保護者も約6割が、小中学校間の接続が滑らかになる効果があると捉えている。【4(1)(2)】



(3) 小中一貫校による効果

【図1】

【図2】

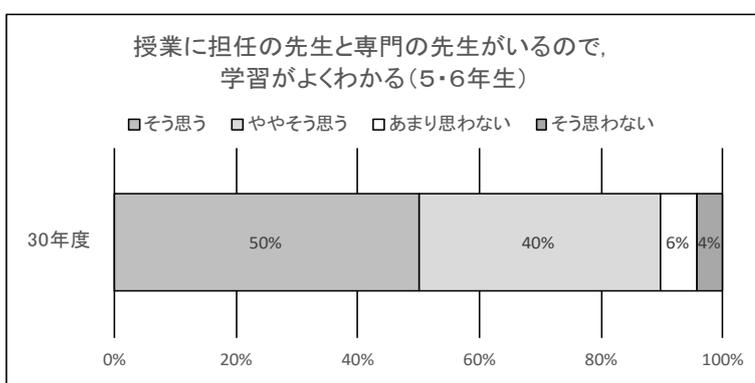
小中一貫校では、小学校と中学校の学びと育ちを義務教育9年間で捉えなおすことにより、子供の精神的、身体的な発達に即した教育課程の編成や、学年段階間の区分による発達段階に合った教育活動が可能となり、子供たちの学習や学校生活に否定的な影響を与える「中一ギャップ」の緩和が図られている。

6 学力の向上<学力の向上が図られている>

(1) 塩浜学園の取組

①充実期(5年生)からの教科担任制の導入

5・6年生の一部教科において、教科担任制を実施して専門性の高い指導を行い、「わかる授業」によって学力の向上を図っている。実際の授業では、専科教員がT1、学級担任がT2のティーム・ティーチングによって、教科担任制を実施しており、平成30年度は、算数、理科、社会、書写、外国語、保健体育、音楽、図画工作で実施している。このことにより、5・6年生児童の約9割が、「授業に担任の先生と専門の先生がいるので、学習が良くわかる」と答えている。【図3】



②義務教育学校の効果

【図3】

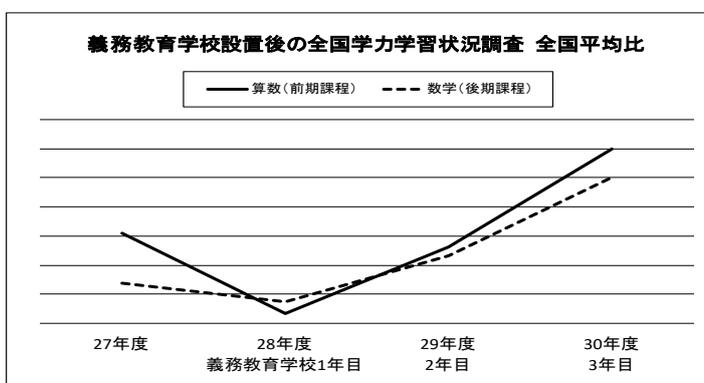
義務教育学校は組織が一つであることから、後期課程の教員が、下表のように時間割の枠組みの中で前期課程の授業を担当することができる。このため、前期課程における教科担任制の実施が継続的に可能となった。

【時間割の例】

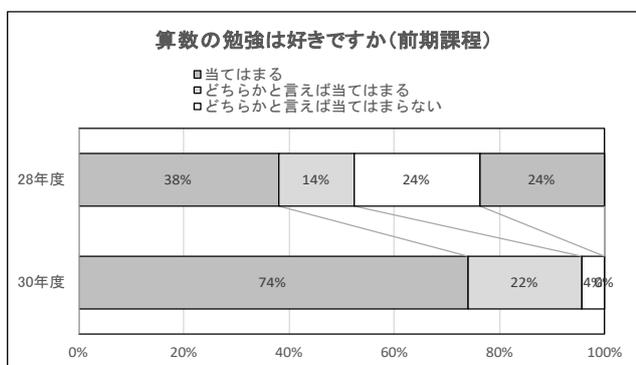
曜日	校時	後期課程の教員					
		体育A	体育科B	国語科	数学科	英語科	A L T
月	1		体6年	国8-1	数8-2	英9-1	
	2	体8年	体8年	さわやか	算6年		
	3	体5年				さわやか	英7-1
	4	体7年	体7年			英6年	英6年
	5		さわやか	学活	学活	学活	
火	1			さわやか	算6年	英9-2	英8-1
	2		体6年			さわやか	英8-2
	3	体5年					
	4	体9年	体9年	国8-2	数8-1		
	5		さわやか	書写5年	数8-2	英9-1	
	6	体8年	体8年	書写6年			英7-2

(2) 学力学習状況調査の結果

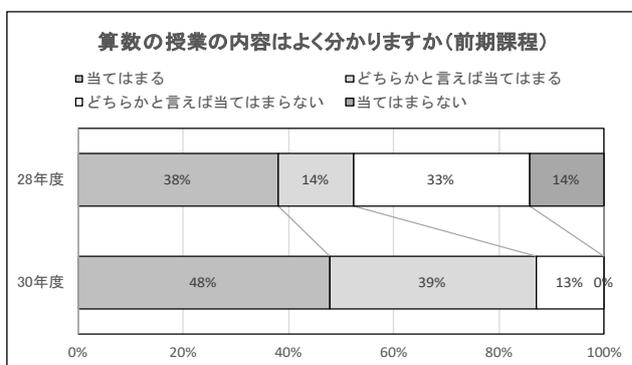
教科担任制を導入している算数では、全国学力学習状況調査の結果が良好に伸びてきており、「算数は好きですか」「算数の内容はよくわかりますか」という質問に対しても、肯定的に答える割合が大きく伸びてきている。【図4, 5, 6】



【図4】



【図5】



【図6】

(3) 小中一貫校による効果

小中一貫校では、小学校高学年からの教科担任制の導入により、学力の向上とともに、学習意欲も高まっている。特に義務教育学校では、早期からの教科担任制が継続的に実施できるため、学力向上面からの有効性は高いと考える。

(4) その他の取組

塩浜学園では、特色ある取組として、「理数教育の充実」と「きめ細やかな教育の推進」を進めている。このため、7～9年生の後期課程においても、数学と理科の授業は、ティーム・ティーチングによる「個に応じた指導」を進めている。このことにより、数学でも、全国学力学習状況調査の結果が良好に伸びてきている。【図4】

7 自己肯定感の高まり<自己肯定感が高まっている>

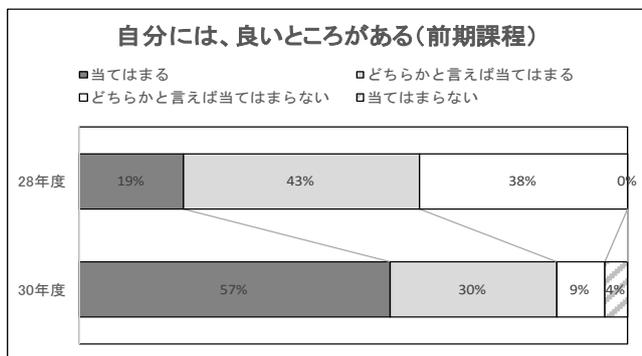
(1) 塩浜学園の取組

塩浜学園では、小中一貫校の特色を生かして、幅広い年齢による交流活動が多く行われている。

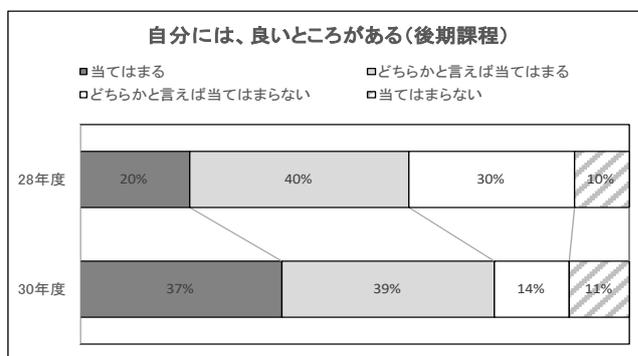
意識調査においても、7割以上の児童生徒が「嵐潮祭や縦割り活動（給食など）などで、年齢の離れた児童生徒の交流ができる」ことを、義務教育学校の良いところと捉えており、保護者についても多くが「年齢の離れた児童生徒の交流により、豊かな心が育まれる」「異学年の学習交流や縦割り学習などにより、学習活動の充実が図られる」と捉えている。

(2) 学力学習状況調査質問紙調査の結果

前期課程児童及び後期課程生徒共に、「自分には良いところがある」という質問に対して肯定的に答える割合が伸びている。【図7, 8】



【図7】



【図8】

(3) 小中一貫校による効果

自己肯定感を「自らの価値や存在を肯定できる感情」とし、「自分には良いところがある」という質問に肯定的に答える割合が増えれば、自己肯定感が高まっていると捉えた場合、塩浜学園では自己肯定感の高まりがみられている。このことは、児童生徒・保護者の意識調査から、幅広い年齢による交流活動が要因であると考えられる。

8 問題行動の予防<問題行動の予防は図られている>

(1) 問題行動の件数

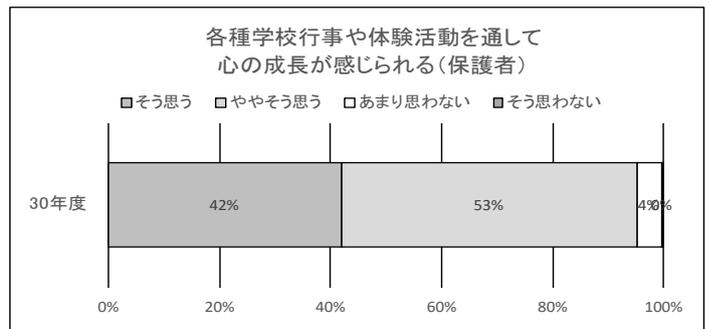
問題行動を暴力行為と器物損壊とした場合、生徒間暴力が平成28年度、30年度に1件あった。増減はなく、件数も1件にとどまっている。

(2) 塩浜学園の取組

塩浜学園では、小中一貫校の特色を生かして、幅広い年齢による交流活動が多く行われている。

意識調査においても、保護者の多くが「年齢の離れた児童生徒の交流により、豊かな心が育まれる」と捉えているとともに、教職員も「弱いものを労わる心、思いやりの心が育まれている」「コミュニケーション能力や対人関係能力の向上が図られている」と捉えている。

また、小中一貫校独自の行事を含めて、様々な学校行事や体験活動が実施されており、9割以上の保護者が「各種学校行事や体験活動を通して心の成長が感じられる」と捉えている。【図9】



【図9】

(3) 小中一貫校による効果

小中一貫校では、幅広い学年での交流を通して、思いやりの心が育まれているとともに、9年間を通して、低学年からの人間関係づくりを支援することにより、問題行動の予防につながっていると考えられる。

9 生活習慣の確立<生活習慣の確立については、明確な効果は見られない>

学力学習状況調査質問紙調査の「朝食を毎日食べていますか」「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」という質問に対して、前期課程では肯定的に答える割合が伸びているが、後期課程では逆の結果となっており、基本的な生活習慣の確立は、小中一貫教育の取組との関りに明確な関係性は見られない。

10 部活動の活性化<部活動の活性化が図られている>

(1) 塩浜学園の取組

①充実期(5年生)から部活動に参加できる環境を整備

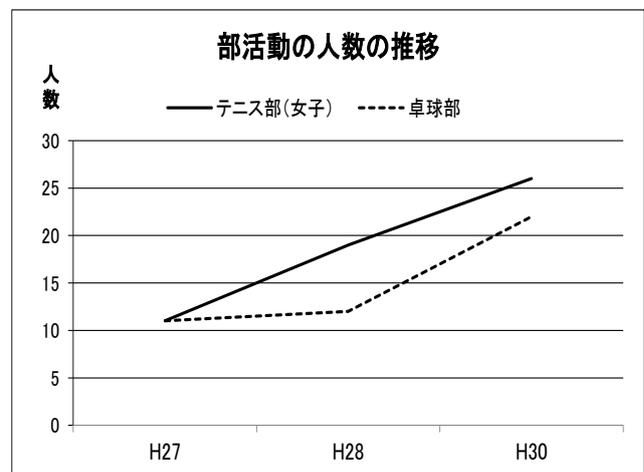
塩浜学園では、小学校5年生から部活動に参加できる環境を整えている。また、前期課程・後期課程の教職員が協力して指導できる体制を整え、早い段階からの活動経験を可能にしている。

②義務教育学校の効果

義務教育学校は組織が一つであることから、下表のように前期課程の教員も部活動に携わる環境を整えることができる。このことによって、部活動の運営支援が図られるようになった。

【部活動担当の例(後期:後期課程教員 前期:前期課程教員)】

部活動	主顧問		副顧問	
	後期	前期	後期	前期
野球		1名	1名	
サッカー	1名			1名
バスケットボール	1名		1名	1名
バレーボール		1名	2名	
テニス	2名		1名	
卓球	1名		1名	1名
吹奏楽		1名	1名	
美術	1名			



【図10】

(2) 部活動に参加する児童生徒数の推移

前期課程5・6年生の参加によって、活動する人数は増えてきている。特に増えているのは、テニスや卓球などの個人種目であり、小中学生の体格差が影響する団体種目（野球やサッカーなど）では、顕著な伸びは見られない。【図10】

(3) 意識調査の結果

意識調査では、「早い時期からの部活動や生徒会活動に参加できる」ことを、義務教育学校の良いところだと感じている児童生徒が半数以上いるとともに、保護者の半数が「早い時期からの部活動の参加により、部活動の活性化が図られる」と捉えている。

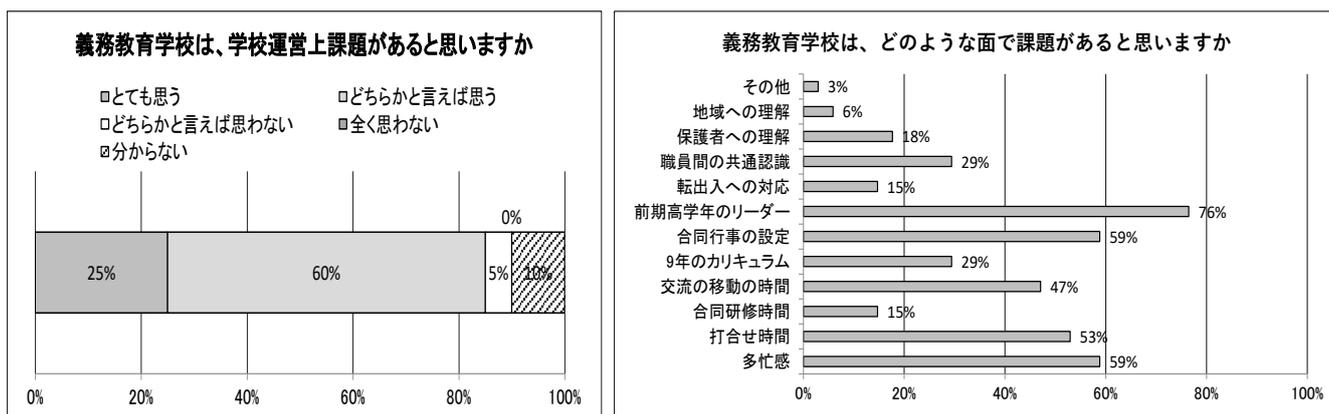
(4) 小中一貫校による効果

小中一貫校では、5年生から中学校段階の部活動に参加できる環境を整えることができ、早い時期からの活動経験を可能にしている。このことによって、部活動の活性化が図られている。

但し小中学生の体格差が影響する団体種目では、明確な効果は見られない。

1.1 学校運営上の課題

(1) 教職員【1～9年生】の意識調査（令和元年度調査）



「義務教育学校は、学校運営上課題があると思いますか」という質問に対して、「課題がある」と回答をしている割合は、80%を超えている。

また、「課題がある」と回答をしている教職員への「どのような面で課題があると思いますか」という質問については、以下のような結果となっている。

- ・前期課程高学年がリーダーとして活躍する場面が少なくなる。(76%)
- ・教員の多忙感・負担感の増加につながる。(59%)
- ・前・後期の合同行事の設定が難しい。(59%)
- ・前・後期教員の打合せの時間が確保できない。(53%)
- ・前・後期の児童生徒が交流を図る際の移動に時間がかかる。(47%)

○自由記述

- ・異なる課程の職場風土、文化を解消し、義務教育学校としての一体感のある学校にしていくには時間を要するが、軌道に乗せるまでは管理職が重要な役割。

- ・小中の教員文化の相互理解が深まるまで、とてももったいない気がする。
- ・一つの学校として今の人数と制度で運営していくのはとても厳しいと思う。
- ・児童生徒の実態に即して柔軟に対応していく事も必要。
- ・場面に応じて、一貫して行う行事と分けて行う行事を決めていく必要がある。
- ・身体、精神的な成長に合った活動を先ずは優先すべき。無理に行事を合同で行うよりも、子供たちや教員、職員に負担のないようにしてほしい。
- ・行事やリーダーを全て9年生や後期課程にすることで、その年齢におけるチャンスを生かすことのできないこともある。
- ・一緒に行う行事等の簡略化を図る時に内容の薄いものになってしまうことも注意が必要。

(2) 保護者【1～9年生】の意識調査（令和元年度調査）

○自由記述

- ・年齢の離れた児童生徒の交流は、親しみをもちすぎて逆に下級生から上級生への「敬う心」「上下関係」が希薄になっている面もあるとの指摘がされている。
- ・小中一貫校になってから、文化的行事が簡略化、または撤回となり、子供たちの心の成長を心配している。特に小学校6年生までの活動が縮小され、以前の行事が懐かしい。
- ・小学校6年生は、小学校最高学年としての責任や役割が他の小学校とは違うと思っている。最高学年としての自覚が、児童の心の成長でもあると思う。
- ・小中一貫教育に当たり、体育館の利用が中学校の部活動優先で、今まで利用していた施設開放団体が利用できなくなることが納得できない。
- ・後期課程ではあまり前期課程との交流が感じられなくなり、メリットが感じられなくなった。
- ・部活動は、5年生時に躓くと、その後はやらなくなってしまう。

(3) 小・中学校の学校文化、価値観の違い

小中学校の教職員には、価値観に大きな壁があった。このため、教職員が協働してカリキュラム開発を行うことにより、小学校と中学校の教育課程の構造的な理解を踏まえた指導の一貫化が図られると考え、一貫教育推進の軸となる教科として、9年間を貫くカリキュラム「塩浜ふるさと防災科」を開発した。

「塩浜ふるさと防災科」は前期・後期課程の教員が、共に話し合い、協働してカリキュラム開発を行う教科に成長したが、そこに至るまでには十分な時間（3年）と調整が必要であった。

現在は、前期課程・後期課程の教員が一緒になって、9年間の学びを見通し、指導の改善を図る取り組みを進めている。

(4) 小中一貫校の運営上の課題

小中一貫校は、子供たちの成長にとって有効な教育システムだが、学校運営上は解決しなければならない課題がある。課題は大きく分けて次の2つと考えられる。

①学校文化や授業時間、指導体制などが異なる小中学校間の調整

- ・小中一貫校では、小中学校間で学校文化や授業時間、指導体制などが異なり、児童生徒の発達の違いも大きいために、学校行事や施設の使用、異学年交流などを行う際には、小中学校間の調整が一つ一つ必要となり、そのために相当な時間を要している現状がある。これは小中一貫校固有の課題であると捉えられる。

②小・中学校制度の中で培われてきた既成概念と、9年間の括りとして考える小中一貫校の新たな概念の整理

- ・小中一貫校では、「前期課程高学年がリーダーとして活躍する場面が少なくなる」といった課題がある。しかし、義務教育学校は9年間の一つのくくりとしているため、6年生がリーダーではなく、4年生をリーダーとする、または7年生をリーダーとするというように、子供たちの発達に合わせて、9年間の中で指導の重点を図ることが大切である。